

第5 予防行政の現況

第5 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

(1) 火災予防運動

毎年、秋季（11月9日～15日）及び春季（3月1日～7日）全国火災予防運動が全国統一標語のもとに実施されている。（第1表）

この運動は、火災の多発期である冬季及び春季を迎えるに当たって国民の火災に対する警戒心を呼び起こし、火災及び火災による死傷者の発生を防止するため、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に行われているものであり、県内においては、市町等により、火災予防パレード、消防訓練、特別査察、体験入隊等の行事などの各種広報活動が積極的に展開されている。

また、春季全国火災予防運動期間には、車両火災の防止を目的として、消防庁と国土交通省の共唱による「車両火災予防運動」が展開され、また、山火事予防目的として、消防庁と林野庁の共唱による「全国山火事予防運動」が展開されている。

第1表 全国火災予防運動の統一標語

年 度	統 一 標 語
平成11年度	あぶないよ ひとりぼっちにした その火
平成12年度	火をつけた あなたの責任 最後まで
平成13年度	たしかめて。火を消してから 次のこと
平成14年度	消す心 置いてください 火のそばに
平成15年度	その油断 火から炎へ 災いへ
平成16年度	火は消した？ いつも心に きいてみて
平成17年度	あなたです 火のあるくらしの 見はり役
平成18年度	消さないで あなたの心の 注意の火
平成19年度	火は見てる あなたが離れる その時を
平成20年度	火のしまつ 君がしなくて 誰がする

(2) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の共唱により実施されている。

消防機関と文化財の管理者等との連携により、この日を中心に文化財に対する防火訓練・査察等が実施されている。

2 民間防火組織

民間防火組織には、家庭の主婦等を対象とした婦人（女性）防火クラブ、小・中学生を対象とした少年消防クラブ及び保育園児、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブがあり、それぞれの立場で、それぞれの地域における防火思想の普及に貢献している。

平成 20 年 5 月 1 日現在の組織状況は、第 2 表のとおりである。

また、平成 11 年以降の組織の推移は、第 3 表のとおりである。

第 2 表 婦人（女性）防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの現況

(平成20年5月1日現在)

区 分	現 況		
		ク ラ ブ 数	46
婦人（女性）防火クラブ	活動状況 (クラブ数)	消火活動を行う	8
		連絡救護等	14
		啓発活動	24
	ク ラ ブ 員 数	7,136	
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	51	
	ク ラ ブ 員 数	2,138	
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	210	
	ク ラ ブ 員 数	17,027	

第 3 表 婦人（女性）防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの組織の推移

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

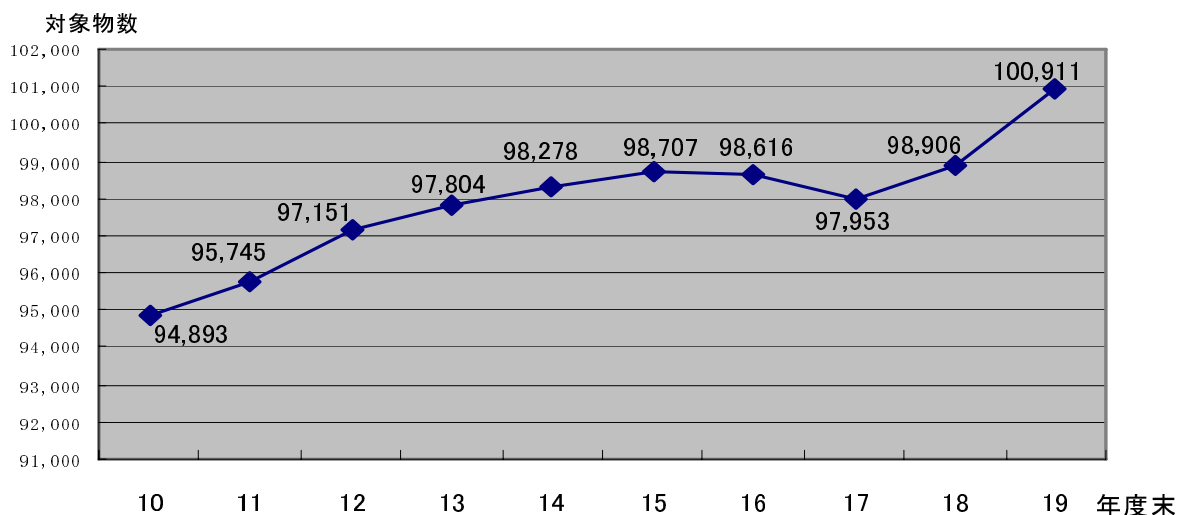
区 分		年									
		1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
婦人(女性)防火 ク ラ ブ	クラブ数	56	52	53	53	51	51	50	48	47	46
	クラブ員数	6,226	5,947	5,657	5,292	6,007	5,780	6,952	6,956	6,991	7,136
少年消防 ク ラ ブ	クラブ数	56	55	55	55	58	57	55	52	53	51
	クラブ員数	2,433	2,184	2,174	2,170	2,260	2,303	2,241	2,117	2,215	2,138
幼年消防 ク ラ ブ	クラブ数	235	242	241	244	244	246	246	223	241	210
	クラブ員数	21,917	22,234	21,483	21,987	22,476	22,002	22,226	19,088	21,643	17,027

3 防火対象物

(1) 防火対象物

県内の防火対象物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で、延べ面積150㎡以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げる防火対象物をいう。以下、同じ。）の数は、第1図のとおりである。

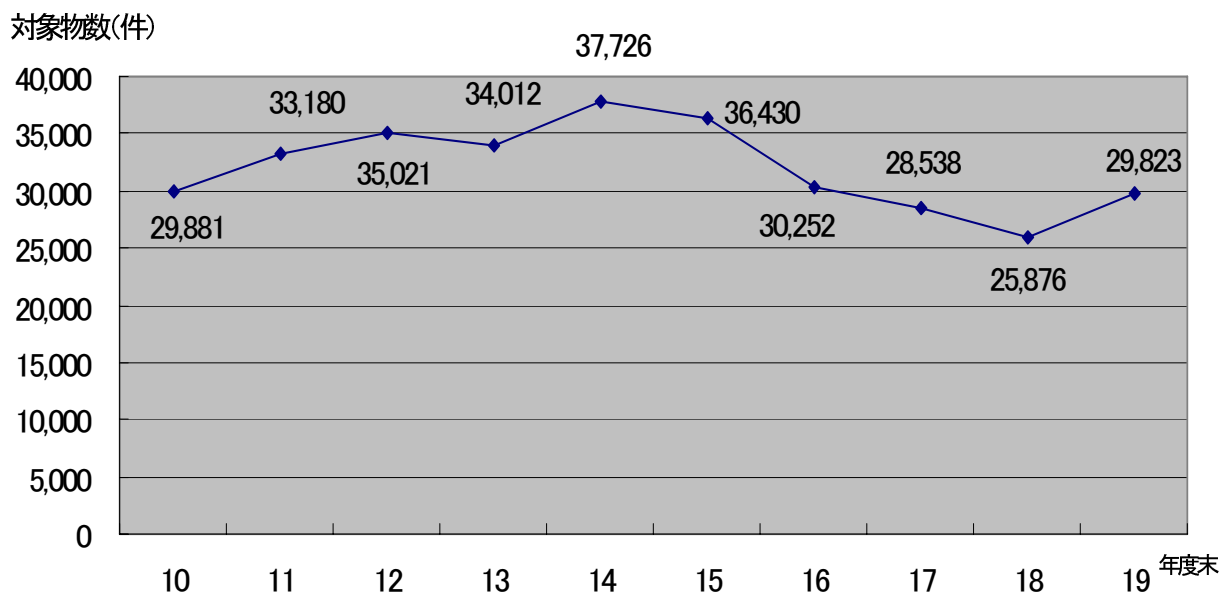
第1図 防火対象物数の状況



(2) 予防査察

消防機関が、消防法に基づき、火災予防のために必要があるときに、防火対象物を立入検査する予防査察の件数の推移は、第2図のとおりである。

第2図 予防査察件数の状況



(3) 防火管理

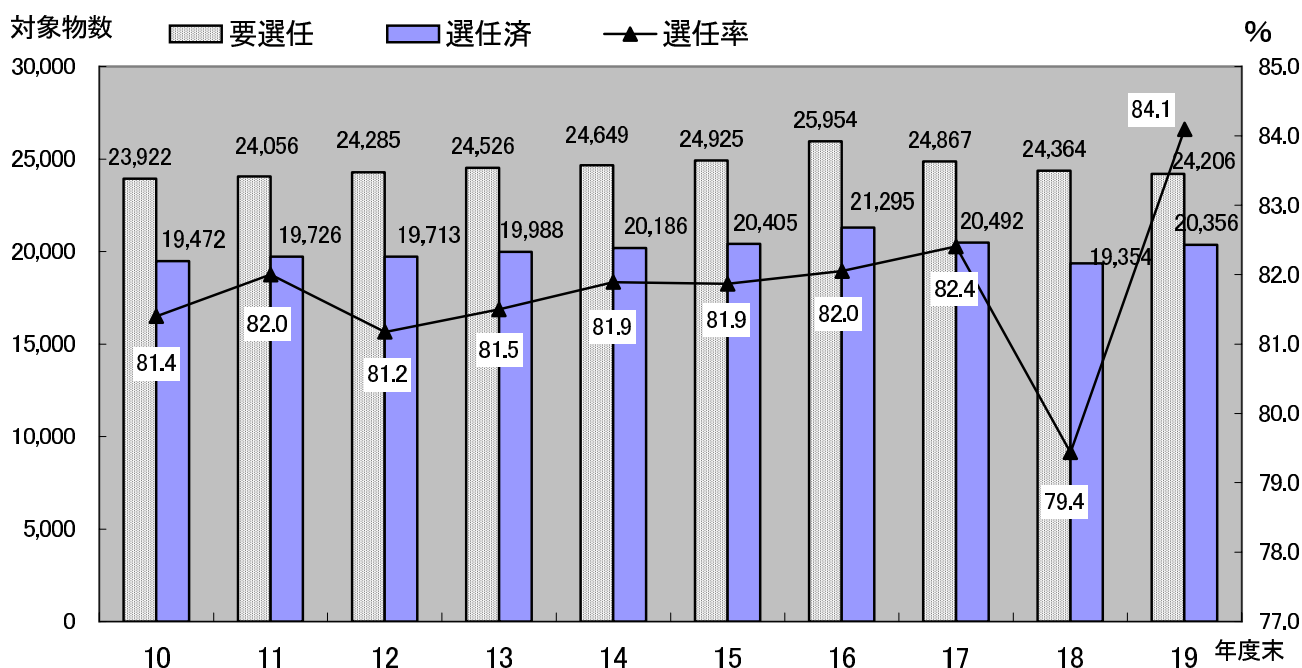
消防法では、多数の人を収容する防火対象物の権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務づけている。

ア 防火管理者

防火管理者として選任される資格は、防火管理に関する講習（防火管理講習）の課程を修了した者等で、防火管理上必要な業務を遂行する管理的又は監督的な地位にあるものとされている。

防火管理講習は、平成 19 年度では、県内で 57 回実施され、2,618 人が修了している。防火対象物における防火管理者の選任状況は、第 3 図のとおりである。

第 3 図 防火管理者の選任状況



イ 消防計画の届出

防火管理者が消防計画を作成し、消防機関に届け出ている防火対象物は 18,576 件で、全体の 76.7%となっている。

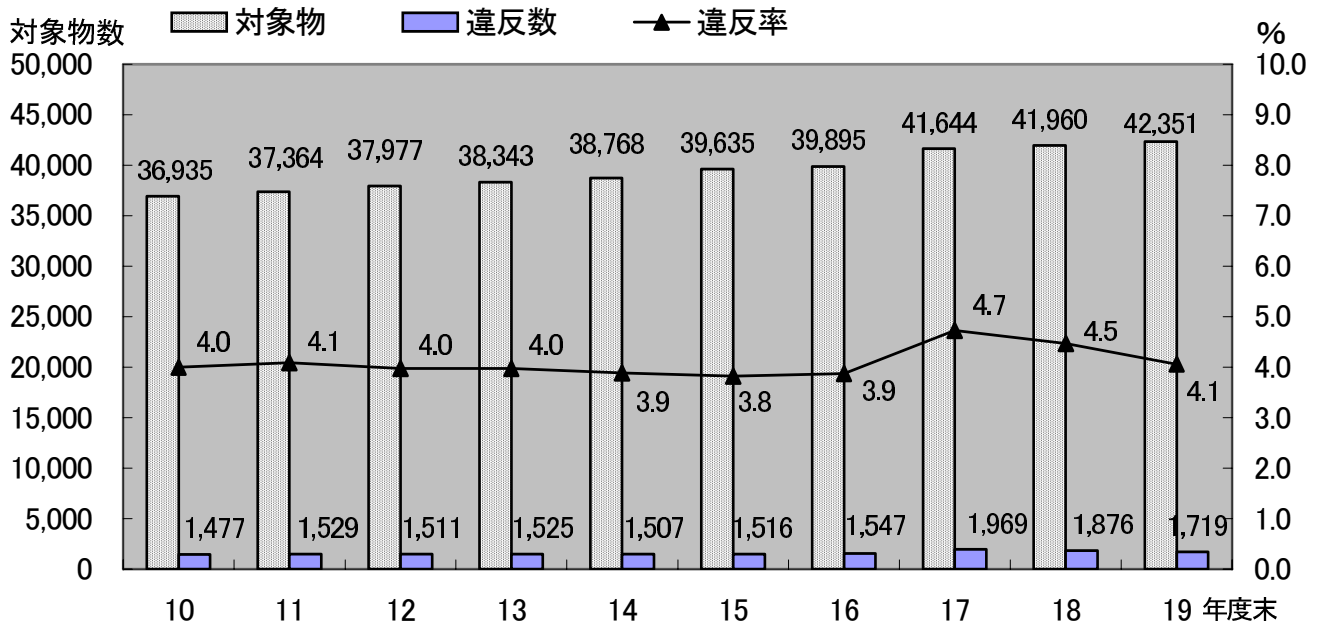
(4) 消防用設備等

消防法では、政令で定める防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）は、政令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

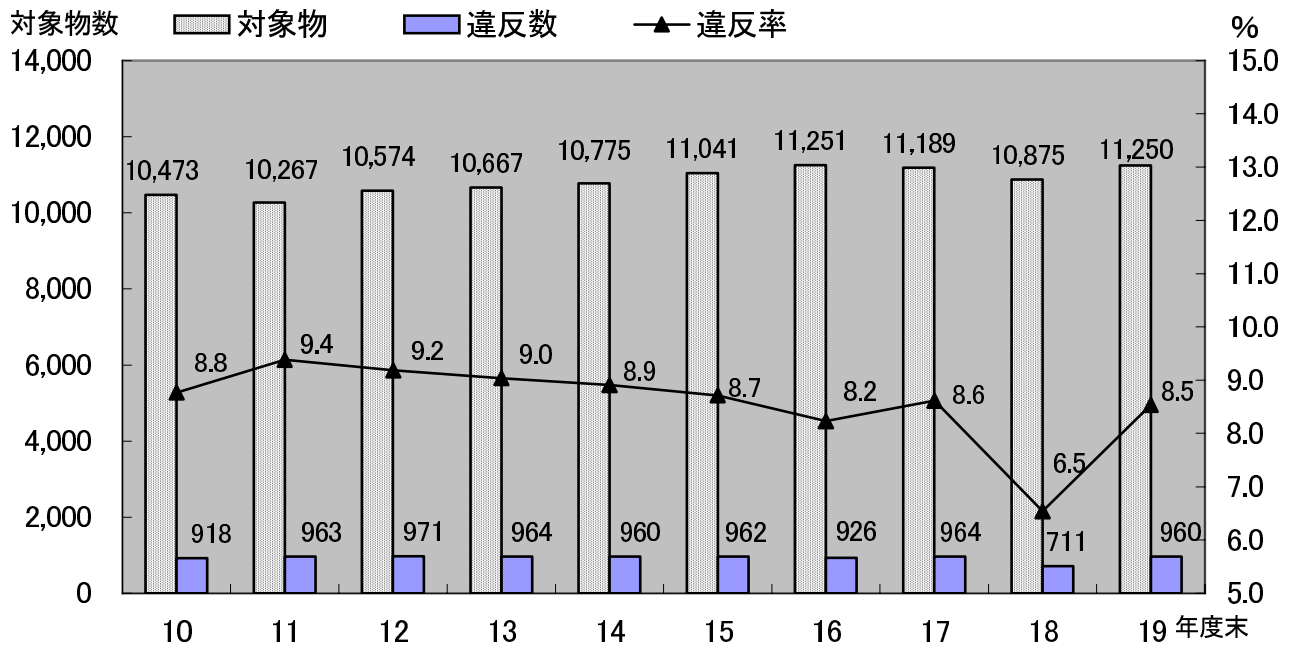
ア 消防用設備等の設置状況

主要な消防用設備等のうち自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の設置状況の推移は、第 4 図～第 6 図のとおりである。

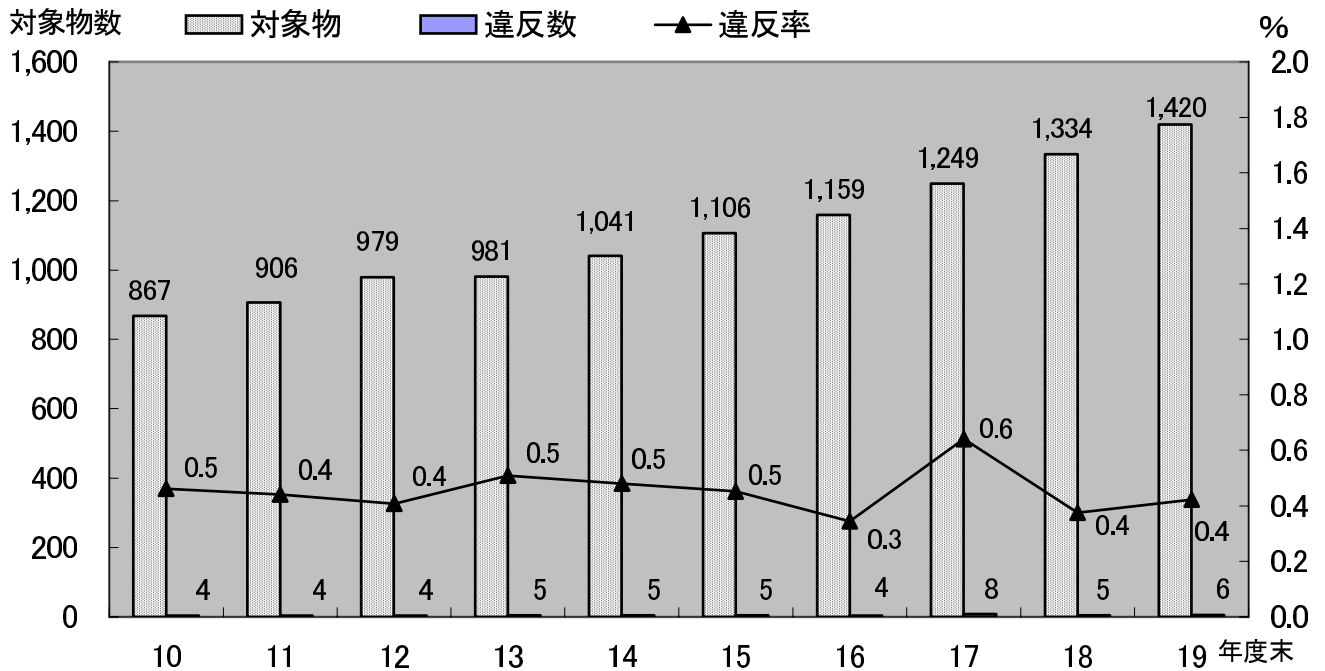
第4図 自動火災報知器設備の設置状況



第5図 屋内消火栓設備の設置状況



第6図 スプリンクラー設備の設置状況



イ 消防同意の処理状況

建築物の新築等において、許可、認可、確認等の権限を持つ行政庁等に、消防長又は消防署長が行う同意（消防同意）について、県内における平成19年度の同意件数は、3,746件であり、そのうち522件について消防機関による指導が行われている。

ウ 消防用設備等の検査状況

平成19年度中に消防用設備等を設置して検査を受けた防火対象物は、1,270件である。

4 消防設備士

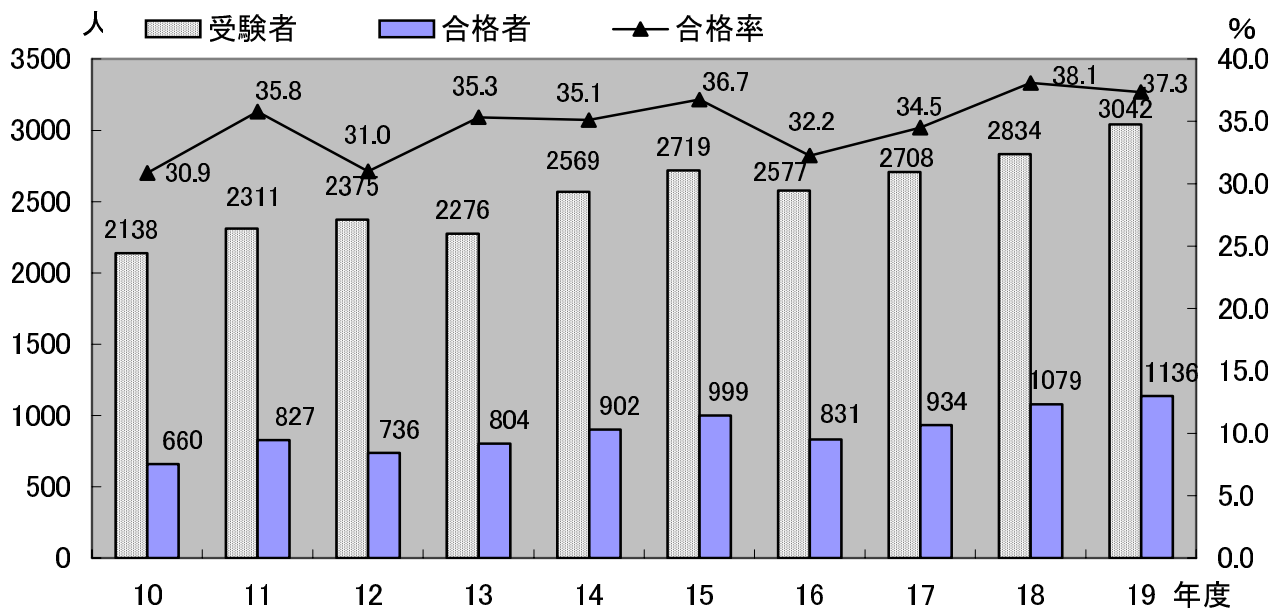
(1) 消防設備士試験

消防法により、消防用設備等の一定の工事又は整備については、消防設備士でなければ行つてはならないとされている。

消防設備士の資格を得るための試験として行う消防設備士試験は、昭和60年度から財団法人消防試験研究センターに委任して実施している。

平成10年度以降の実施状況は第7図のとおりである。

第7図 消防設備士試験の実施状況



(2) 消防設備士免状

消防設備士試験に合格した者の申請に基づき県知事が交付するものである。

平成20年3月31日現在の免状の交付数は、甲種14,679件、乙種17,129件、全体で31,808件となっている。

(3) 消防設備士講習

消防設備士に受講が義務付けられている消防用設備等の工事又は整備に関する講習（消防設備士講習）の受講状況は、第8図のとおりである。

第8図 消防設備士講習の受講状況

